

# 天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

- No. 1      **市立公民館へのWi-Fi設置について**  
生涯学習課
- No. 2      **ジェンダーギャップ解消に向けた取り組みへの変革について**  
市長公室
- No. 3      **女性・子供に対する声掛け事案等の予防対策について**  
生活環境課
- No. 4      **災害に強いまちづくりについて**  
危機管理室
- No. 5      **指定避難所のバリアフリー化や装備品について**  
危機管理室
- No. 6      **久野本地区南部の公園整備について**  
建設課
- No. 7      **敷地内から道路や歩道への雪出しについて**  
建設課
- No. 8      **除排雪について**  
建設課
- No. 9      **はな駒荘の備品について**  
社会福祉課
- No. 10     **ごみの分別回収について**  
生活環境課
- No. 11     **アパートへの消火器の設置及び管理について**  
消防課

# 天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

No.	1	標 題	市立公民館へのWi-Fi設置について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>コロナ禍において、家庭での仕事や勉強が増えてきており、多くの家庭でWi-Fiを設置しているかと思います。そのような中、公民館には設置されておらず、オンライン会議等を行うことができません。今後、IT環境の整備は欠かせないものと考えますので、Wi-Fi設置のご検討をお願いします。また、パソコンやプリンター等の情報機器が古くなってきているので、併せて更新をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>社会ニーズの変化に伴い、市立公民館のIT環境の整備は重要であると考えられ、またコロナ禍において地域学習活動が制限を余儀なくされている中で、オンライン会議等を行うことも課題解決の一つの方法であると考えられます。</p> <p>しかし、Wi-Fiは状況により通信の安定性に問題が生じる可能性があることや外部からの不正利用防止のセキュリティ上の課題もあります。今後、各市立公民館活動におけるWi-Fiの活用方法や各通信会社が進めている5Gサービスエリアの拡大状況等を見据えながら、その設置等について検討していきます。</p>			

No.	2	標 題	ジェンダーギャップ解消に向けた取り組みへの変革について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>本市は、男女共同参画事業の活動が県内の中では進んでいる方だと聞いていますが、視点を全国に変えた場合、参考となる自治体があることがわかりました。その参考となる自治体が兵庫県豊岡市です。豊岡市では、ジェンダーギャップ解消戦略を策定し、企業や市民を巻き込んで取り組みを進めています。日本のジェンダーギャップ指数は、世界150ヶ国中120位と遅れているので、全国に視点を变えて、活動が進んでいる自治体を参考にし、本市が他自治体からのモデルとなるためにも、今後の活動の中でジェンダーギャップ指数を目標に取り入れていけないか検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、平成13年10月に設立された天童市男女共同参画社会推進委員会が主体となって家庭や地域、職場などのそれぞれの立場で男女共同参画を推進していただいております。現在、27名の方から活動いただいております。</p> <p>人々の意識に根付いている性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する無意識の思い込みなど多くの課題がありますが、このような偏見の解消には市民一人ひとりが自分ごととして捉え、行動することが重要であると考えています。</p> <p>今回、御提言いただいたことを踏まえ、先進事例を取り入れながら、行政と市民それぞれが果たすべき役割を担い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮でき</p>			

# 天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

る社会の実現を目指してまいりますので、引き続き御協力をお願いします。

No.	<b>3</b>	標 題	<b>女性・子供に対する声掛け事案等の予防対策について</b>
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和3年に天童警察署管内で発生している声掛けなどの事案は、33件と公表され、令和2年の27件に対し6件も増加しています。その被害発生内訳には、声掛け、わいせつ、盗撮、のぞき、痴漢行為が多い状況と報告されています。発生地区としては、天童北部小、天童中部小付近や天童駅、イオンモール天童等の地域に集中しているかと思えます。</p> <p>その為、見守り活動には「発生場所・発生時間」等を分析した統計情報の周知が必要と思われます。また、被害の多い場所に防犯カメラや注意看板を設置することが効果的な予防対策に繋がると思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童警察署では毎年、市内で発生した声掛け事案等の発生マップを作成し、一般に公開しています。御提言にあります「発生場所・発生時間」等を分析した統計情報の周知について天童警察署に相談したところ、詳細を分析した情報の公開は控えたことでしたので御理解をお願いします。</p> <p>また、現在、市では防犯カメラを30箇所に延べ63台設置しています。防犯カメラについては、犯罪の抑止力という観点から、非常に効果的な防犯対策ではありますが、近隣住民のプライバシー保護を図る必要があることから、新たな設置については天童警察署と相談しながら検討していきたいと考えています。</p> <p>今後も、天童警察署と連携し、市民の皆さんや事業所が所有するドライブレコーダーや防犯カメラを活用した地域の見守りパートナーを募集するなど、さらに見守り体制の充実・強化に力を入れたいと考えています。</p>			

No.	<b>4</b>	標 題	<b>災害に強いまちづくりについて</b>
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>指定避難所に担当職員を配置し、迅速な開設と円滑な避難所運営体制を計画していると思えますが、天童中部地域の6か所において市民文化会館と総合福祉センターの2か所にはまだ配置されていないのですがなぜでしょうか。</p> <p>また、担当職員と施設管理者や自主防災会、町内会長との調整や避難所運営、訓練等については、今後どのように進めていくのかお伺いします。</p> <p>さらに、防災士、防災リーダー等の育成や連携・活用についてもお伺いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童中部地域の指定避難所である市民文化会館と総合福祉センターについては、</p>			

# 天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

市庁舎が被災して使用できない場合の災害対策本部の移転先にもなっています。そのため災害対策本部として使用しない場合に、状況に応じて開設する避難所としており、職員も必要に応じて配置していく考えです。

避難所運営委員会については、構成員が決まりましたら、委員長を中心として施設管理者や避難所担当職員と連絡・調整を図り、委員会を開催し、連絡体制や施設の確認などを行っていただきたいと思えます。また訓練など行う際には危機管理室に御相談ください。

防災士については、地域防災活動の中心的立場になることから、引き続き防災士の養成を積極的に支援していくとともに、勉強会の開催などを継続し、防災士の皆さんとの更なる連携を進めていきます。

No.	<b>5</b>	標 題	<b>指定避難所のバリアフリー化や装備品について</b>
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>指定避難所において、身体障がい者の方がトイレを安全に利用するには洋式が適当と判断しますが、学校等の体育館のトイレはどのような状況でしょうか。また、災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設ける、マンホールトイレの設置はいかがでしょうか。</p> <p>さらに、コロナ禍において、体育館内に避難所を開設するために仕切りパーテーションは必須アイテムと思われませんが、最低限の数量確保又は別室を準備する想定はされているのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>小中学校の体育館のトイレについては、令和3年度から計画的に和式から洋式へ改修を行っており、天童中部小学校は令和6年度に整備予定となっています。</p> <p>下水道管路のマンホールをトイレとして利用するためには、地震による下水道管路の破損状況の確認や流すための水の確保などの課題があります。そのため、災害の規模や避難所の開設状況に応じて、仮設トイレや避難所に備蓄している簡易トイレを活用していきたいと考えています。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染防止対策として、熱がある方などの体調不良者と一般の方の動線を分けることが重要とされています。今年度、ブロックパーテーション15基を整備する予定ですので、避難所で活用していきます。</p> <p>なお、様々な商品が開発されている状況であるため、一度に多くの物品を整備するのではなく、必要数量を想定しながら整備を進め、災害時の使用状況に応じて、更新を図っていきます。</p>			

No.	<b>6</b>	標 題	<b>久野本地区南部の公園整備について</b>
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p>			

# 天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

公園のスペースは災害発生時の一時避難場所や延焼防止など街の安全性を維持し、平常時は幅広い年齢層のふれ合いの場として憩いの場を提供しますが、久野本地区の公園数はわずか2か所（久野本公園、東久野本公園）で心もとない状況です。クリアすべき課題は多いと思われませんが、久野本水源地の半分を活用するなど、久野本地区の南部に公園整備の検討をお願いします。

## <回答及び対応状況>

久野本地区の皆様から御利用していただく公園につきましては、地区内の公園や隣接する地区の公園の活用を想定していますので御理解をお願いします。

また、災害時の一時避難場所につきましては、地域防災計画により、市内公園に加えまして、小中学校等の公共施設も位置付けています。

なお、久野本水源池につきましては、災害時に一時避難場所として利用できるよう地元自治会と連携を図っていますので、避難が必要になった際は、御活用いただければと思います。

No.	7	標 題	敷地内から道路や歩道への雪出しについて
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>道路や歩道への雪出しは、車や歩行者への迷惑と危険の点で、あってはならない問題であると認識しています。特にアパートの敷地内からの歩道への雪出しは大きな問題です。ひどい所では歩道そのものが埋もれて歩けなかったり、高さ2メートル程積み上げられている箇所もあります。小中学生の通学路でもあることから、崩れたりしたら大事故の危険性もあります。</p> <p>ほとんどのアパートの場合、敷地内で処理するスペースがなく、入居者は仕方なく道路や歩道に雪出ししていると思われます。これは設置者（オーナー及び管理会社）の責任でありますので、市から設置者に対して、業者等に排雪を依頼するよう強い呼びかけや指導をお願いします。</p>			
<p>&lt;回答及び対応状況&gt;</p> <p>アパート等から道路への雪出しを確認した場合には、その都度、管理会社への指導を行っています。</p> <p>なお、令和2年度や令和3年度のような豪雪に対しては、本市の道路除排雪事業の強化に加え、道路除雪に対する地域の皆様からの協力や、地域の助け合いが必要不可欠であると考えていますので御理解をお願いいたします。</p>			

No.	8	標 題	除排雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>交差点の角に除雪で集められた雪がうず高く積み上げられ、非常に見通しが悪く、</p>			

# 天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

通学路にもなっていることから対応をお願いしていましたが、今年は市場の角や警察署の角の雪の塊を片づけていただき感謝いたします。  
今後も安全確保のための除排雪に努めていただくようお願いいたします。

## <回答及び対応状況>

令和2年度の豪雪の経験から昨年度、道路除雪計画の見直しや道路パトロールの強化を行うことにより、冬期間の道路交通の安全確保を図るための適切な除排雪に努めたところです。  
今後も、市民生活の安全確保の向上に向け、適切な除排雪に努めていきます。

No.	9	標 題	はな駒荘の備品について
所管課等		社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>はな駒荘の多目的交流室にスクリーンはありますが、それに映すプロジェクターが設置されていません。また、いきいきサロンで使用する場合、午前中の使用が多いのですが、室内が明るく、映してもよく見えませんので暗幕の設置のご検討もお願いします。</p>			
<p>&lt;回答及び対応状況&gt;</p> <p>液晶プロジェクターについては、6月7日にはな駒荘に設置しましたので御活用ください。</p> <p>また、暗幕については、今回設置したプロジェクターに合わせて設置方法等を検討しているところです。</p>			

No.	10	標 題	ごみの分別回収について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>分別がルールどおりになされていないということで残されるごみの多くがプラスチック類です。例えば、ボトルのノズル部分や梱包バンドなど、ルールでは燃やせるごみに入れなければならないものが混入しているケースです。商品の表示では「プラ」としか記載されておらず、間違いの原因ともなっています。</p> <p>こうしたノズル部分や梱包バンドをプラスチックごみとして出した場合、処理の段階で何が問題になるのか教えてください。</p> <p>また、苦労して分別したごみは資源になるもの、リサイクルされるものに分かれえると考えますが、びんや缶類、ペットボトル、プラスチックのそれぞれのごみは、クリーンピア共立に集められた後、どういうルートを通してリサイクルされているのか教えてください。併せて、リサイクルされる過程について、市民に見える形で示していけば、分別をより一層頑張れるのではないかと考えます。</p>			
<p>&lt;回答及び対応状況&gt;</p>			

# 天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

ノズルや梱包バンド等の異物がプラスチック製容器包装類に混入していた場合、①クリーンピア共立での手選別に時間がかかり効率的な処理ができなくなる、②クリーンピア共立からの出荷品の中に異物が混入しているとリサイクル業者に引き取りを拒否される場合がある、といった問題があるため、できる限り御家庭での分別に御協力をお願いしているところです。

ごみのリサイクルについては、クリーンピア共立に回収されたものは、すべて手選別によって異物を取り除いた後、種別毎に分類、加工したうえでリサイクル業者に引き渡します。

具体的に、①資源物は、缶は鉄とアルミに、ビンは無色・茶色・その他に選別し、それぞれビンや缶にリサイクルされます。②ペットボトルは、圧縮梱包して業者に引き渡し、各業者で異物を取り除いてフレークと呼ばれる原料に加工したうえで、繊維・シート・ボトル等にリサイクルされます。③プラスチック製容器包装類は、圧縮梱包してリサイクル業者に引き渡し、化学原料やコークス等に加工されます。

リサイクルの過程については、市報やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」なども活用し、市民の方への周知や広報に務めて参りますので、御理解をお願いします。

No.	11	標 題	アパートへの消火器の設置及び管理について
所 管 課 等		消防課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>アパートに消火器の設置義務がありますが、設置後、更新されていないものや、収納箱が錆びて開けにくくなっているものが見受けられます。また、火災警報器が設置されているところと、設置されていないところもありますので、アパートの管理者に、設置、更新等を指導することはできないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>通称してアパートと呼ばれる建物については、消防法上、共用部分となる階段や廊下が存在する「共同住宅」と共用部分となる階段や廊下がない「長屋」に分類されます。</p> <p>共同住宅については、延面積によって設置しなければならない消防用設備等（消火器、自動火災報知設備等）が異なりますが、消火器は延面積が150㎡以上、自動火災報知設備は延面積が500㎡以上で設置が義務となります。また、長屋については、面積に関係なく消防法規制対象外となり、消防用設備等の設置義務はありません。</p> <p>共同住宅には、規程に基づき定期的に立入検査を実施しており、更新されていないものや点検されていない消防用設備等を確認したときは、所有者や管理者に対し立入検査結果通知書を通し、管理や改修等の指導を行っています。</p> <p>また、市報や市のホームページに「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」として、各世帯においての火災予防や火災拡大を防ぐための呼び掛けを行っていますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。</p>			